

# 「スポットワーカー」等雇用時のチェックポイント

スマートフォンのアプリやウェブサービス上で求人農業者（雇用主）と求職者をマッチングし、空いた時間（スキマ時間）に働く“スポットワーク”や“スキマバイト”などと呼ばれる働き方が注目されています。

現場で指示を受けながら働く“スポットワーカー”は、1日だけのアルバイトであっても、労働基準法の適用となります。労働条件の明示及び労働安全衛生法による雇入れ時の安全衛生教育は義務づけられています。また、スポットワーカーがケガをした際の補償の対応も必要です。

以下に、スポットワーカーを雇用する際に、注意していただきたい点を記載しましたので御確認願います。

## 労働条件通知書

労働者を雇用する場合、賃金、労働時間など重要な労働条件など書面で明示しなければなりません。（労働基準法第15条）

労働条件は書面（「労働条件通知書」）をもって交付することが原則となります。労働者が希望した場合は、FAXや電子メール、SNS等でも明示できますが、出力して書面作成できるものに限られます。

なお、代表的な仲介サービス事業者のシステムでは、雇い主が労働条件を入力すると自動的に「労働条件通知書」が作成される仕組みとなっています。

区分	明示方法	内容
絶対的明示事項	書面での交付	①労働契約の期間 ②更新する場合の基準等 ③就業の場所及び従事すべき業務（変更の範囲） ④始業・終業の時刻、休憩時間等 ⑤ 賃金 ⑥ 退職
相対的明示事項	定めなし	① 昇給 ②退職手当 ③賞与の有無 ④相談窓口



詳細はこちらから

労働条件通知書等詳しくは厚生労働省HP「主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法等関係主要様式）」を確認してください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html)

## 安全衛生教育の実施

### 雇入れ時教育の実施

労働者を雇用したときは、作業に入る前に安全衛生教育を行うことが義務づけられています。

教育すべき内容は以下のとおりです。

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

作業内容を変更したときも、遅滞なく実施します。

★ 日報などに記載するとともに、チェックリストを作成し労働者に署名してもらうと理想的です。

なお、農林水産省では雇入れ時教育に用いるためのシンプレットを作成し、HPで公開しています。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html)



詳細はこちらから

## 雇用時の留意点

### □ 労災保険の適用

農業者も労災保険に加入できます。

労災保険は、業務上の原因により怪我や疾病にあわれた労働者や遺族に対して、必要な保険給付を行い、金銭的な援護を図る国の制度です。

農業の場合、個人事業では従業員が常時5人未満の場合は原則として任意適用です。

しかし、スポットワーカーが作中に怪我や疾病の発生、障害が残ったりした場合は、労働基準法の災害補償規定により雇用主が補償責任を負うことになります。万が一に備え「労災保険」の加入をお勧めします。

詳細は、厚生労働省HPを確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>

なお、各種保険や共済に加入済みの方は、雇用者への適用等内容を確認してください。



詳細はこちらから

### □ 労働時間の適正な把握

労働時間の管理義務があるので、労働者毎に出勤状況及び始業と終業の時刻等の把握が必要です。

業務内容の説明や制服等への着替えを義務づけている場合は、原則として労働時間として取り扱う必要があります。

### □ 給与明細書の発行

スポットワーカーは、1日だけのアルバイトですから、

**その日の賃金はその場で現金**で支払うことが基本です。

規定の時間を越えた場合は、残業分を支払う必要があります。

宮城県の**最低賃金額(時間額)**は、**973円**です。(令和6年10月1日時点)

現金手渡しの場合は、その場で金額を確認してもらい受取書等に署名してもらいましょう。

賃金を支払う際は「給与明細書」を交付することが義務づけられています。

当日の賃金と一緒に給与明細書を手渡しします。

なお、一部の仲介サービス事業者では、振込み対応も行っています。



詳細はこちらから

### □ 源泉徴収票の発行

日額9,300円以上の場合は、源泉徴収の対応が必要です。国税庁の源泉徴収税額表(日雇賃金は「丙」欄を参照)をもとに、日給額に対する源泉徴収額を算出します。

詳細は、国税庁HPを確認してください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/zeigakuhyo2024/02.htm>

## 募集前のチェックポイント

### □ 作業内容

初心者でも作業可能で、特別なスキルを必要としない作業内容のほうが、集まりやすくなります。

経験や知識が必要な作業で募集する場合は、募集要件にその旨を明記することも可能です。

複雑な作業も、作業工程を分解することでスキルを持たない人でも可能となります。

例えば、キャベツの定植作業では ①植穴だけを同じ深さにあける ②セルトレイから苗を抜き取って植え穴におく ③土を寄せて鎮圧 など

一連の作業をすべて一人でできなくても、分解することで一連の作業が可能となります。

### □ トイレや休憩施設

トイレや手洗い場、休憩スペースの確保は重要です。

事前に備品類も含めてチェックしておきましょう。

近くにトイレがない場合は、仮設トイレなど対応方法についても検討しましょう。

### □ 交通費

支払う義務はありませんが、支給した方が集まりやすくなります。

各法令等は改正される場合があります。雇用にかかる内容は労働基準監督署、税務等は税務署へ御相談ください。